

令和6年度 上牧町特産品開発支援補助金募集要領

上牧町では、上牧町特産品開発支援補助金事業を実施する事業者を、以下の要領で募集します。応募に際しては、上牧町特産品開発支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）も併せてご確認ください。

1 目的

この補助金は、ふるさと納税制度を活用した地域資源のPRを行うことで、上牧町の魅力向上及び地域産業の活性化を図ることを目的とし、上牧町の特色と地域資源を活かした魅力ある特産品の開発及び改良に取り組む事業者に対して補助金を交付します。

2 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は町内に事業所を有する個人事業者又は法人のうち、次の要件を全て満たすかたとなります。

- ①本事業を活用して開発又は改良された特産品を上牧町ふるさと納税の返礼品として登録すること。
- ②町税等に滞納がないこと。
- ③上牧町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団及びその構成員の統制の下にない者であること。

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」）は、次に掲げる事業となります。

なお、本補助金を受けようとする事業において、国、県、町等の他の助成金及び補助金の交付を受けていないこととします。

- ①特産品を新たに開発する事業
- ②既存の製品等を改良し、特産品とする事業

4 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接的に必要で、原則として次の掲げる経費とします。ただし、人件費、食糧費及び町長が補助の対象とすることが適当でないとするものについては、補助対象経費から除くものとします。

補助対象経費	補助対象経費の内容
特産品の開発、改良に要する経費	原材料費、技術コンサルタント料、加工費、消耗品費、機材装置の購入又はレンタル料（既存機器の更新は対象外、申請者が自ら直接使用するものに限る）、外部専門家謝金及び旅費等
品質検査・栄養成分の分析等に対する経費	品質保証表示等を得るための費用、成分分析費等
登録商標等に要する経費	商標登録等を得るための費用
パッケージ、ラベル等の制作に係る経費	デザイン料、印刷費等
販売促進に係る広報等に要する経費	広告宣伝費、ホームページ開設又は改修費等
その他	町長が必要と認める経費

5 補助金交付の内容

(1) 事業実施期間

交付決定日（令和6年6月頃（予定））～令和7年1月31日

※補助対象経費は、上記期間中に執行された分に限りです。

(2) 補助率・補助額

補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とします。

※補助金の交付は、1事業者につき、年間1件を上限とします。

(3) 補助件数

3件程度を上限とし、申請の受付は先着とします。ただし、4件以降の申請受付において、予算に残額がある場合は、申請を受け付ける場合があります。

(4) 交付時期

補助金の交付は、事業終了後の精算払となります。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払ができるものとします。

(5) 補助額の確定方法

事業終了後、補助対象事業者が提出する実績報告書に基づき、補助金の額を確定します。

補助金は補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計になります。また、支出額及び内容についても審査し、これを満たさない経費については、補助金の対象外となる可能性もあります。

(6) その他

本補助金に係る交付決定等に係る各種手続き等については、本募集要領のほか、要綱に定める規定を遵守し、実施します。

なお、申請にあたっては「上牧町ふるさと納税協力事業者及び返礼品募集要領」に定める協力事業者及び返礼品の要件についても全て満たす必要があるため、必ずご確認ください。

6 申請の手続き

(1) 募集期間

令和6年4月15日(月)～令和6年5月15日(水)

(2) 申請書類

①申請様式に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、その他必要書類を添付のうえ、提出してください。

- ・補助金交付申請書(第1号様式)
- ・事業計画書(第2号様式)
- ・収支予算書(第3号様式)
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(第4号様式)
- ・誓約書(第5号様式)
- ・その他町長が必要と認める書類

②提出された申請書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、申請書類は返却しません。

③申請書類等の作成費は経費に含まれません。

(3) 申請書類の提出先

上牧町企画財政課総合企画係

〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3350

電話番号 : 0745-76-2502(直通)

ファックス : 0745-76-1002

メール : seisaku@town.kanmaki.lg.jp

7 審査について

(1) 審査方法

審査は、上牧町特産品開発支援補助金審査判定委員会が行い、審査方法は、書類審査と申請者によるプレゼンテーションとします。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項目	概要
①資格要件	・申請資格及び補助対象者の要件を満たしているか。
②地域性	・上牧町の特色や地域資源を活かしたものとなっているか。 ・ふるさと納税の返礼品基準を満たしているか。
③実現可能性	・事業を実施する体制・スケジュール等が適正であるか。
④即時性	・ふるさと納税への返礼品として、提供可能であるか。

(3) 審査結果の通知について

審査結果については、申請者に対し、交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により通知します。

※交付決定通知書に記載された日付（交付決定日）以降に、事業を開始してください。交付決定日より前に支出された経費は、補助対象経費になりません。

8 全体スケジュール（予定）について

当該補助金事業は、概ね次のスケジュールによって実施します。

ただし、審査手続等の進捗により、スケジュールを変更する場合がありますことにご留意ください。

日 程	内 容
令和6年5月15日（水）	・募集締め切り
令和6年6月上旬	・審査判定委員会（プレゼンテーション）
令和6年6月中旬	・審査結果の通知（交付決定） ・事業開始
事業期間中	・企画財政課職員による製作工程の現地取材
令和7年2月5日（水）	・実績報告書（※1）提出期限
令和7年2月中旬～下旬	・審査判定委員会（実績報告）（※2）
令和7年3月	・補助金交付請求

※1 実績報告書は、事業完了後30日以内に提出してください。ただし、令和7年1月31日以降に事業が完了する場合は、令和7年2月5日（水）までに実績報告書を提出してください。

※2 実績報告書提出後は、審査判定委員会において事業者自ら実績報告をしていただきます。